

令和 8 年度 旭川市認知症総合支援事業検討会次第

と き 令和 8 年 8 月 6 日 (木)
午後 6 時 3 0 分から午後 8 時まで
ところ 旭川市総合庁舎 7 階 大会議室 A

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

認知症総合支援事業等の実施状況について

ア 認知症初期集中支援事業について

・令和 7 年度の事例報告について

イ 認知症地域支援・ケア向上事業について

ウ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取組について

(2) 検討事項

旭川市認知症施策推進計画（仮称）について

3 連絡事項

4 閉会

令和 7 年度旭川市認知症総合支援事業等の実施状況

報告事項ア 旭川市認知症初期集中支援事業について

1 チーム員会議開催状況

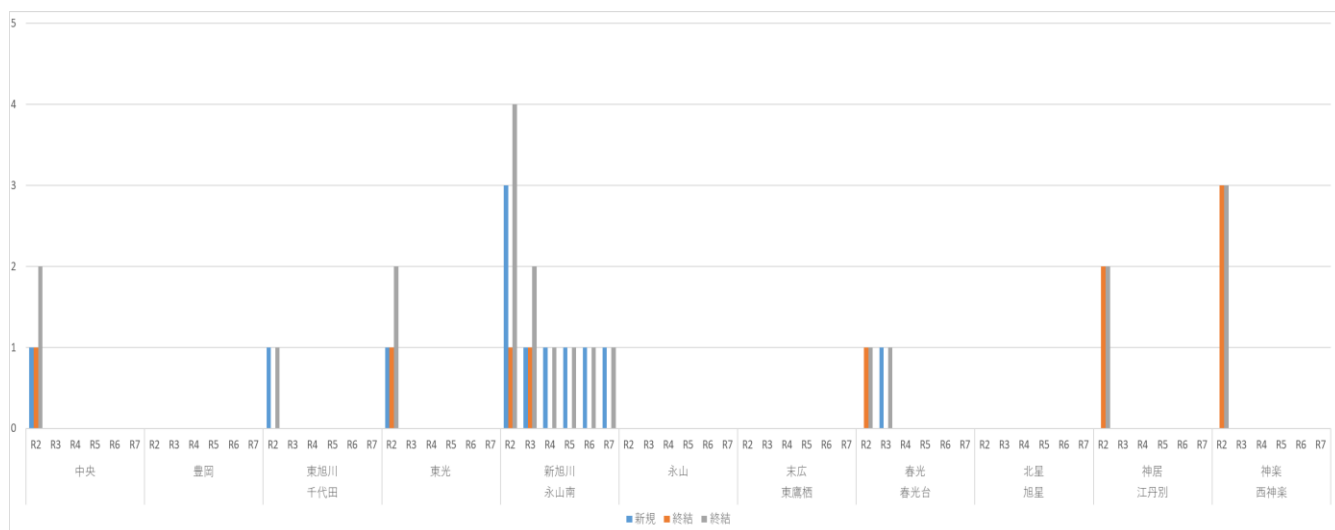
	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計
開催数（回）	5	2	7	2	1	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
検討事例数（人）	5	5	10	1	1	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
チーム会議での検討回数（回）	9	6	15	2	1	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
新規事例（回）	5	0	5	1	1	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
継続事例（回）	4	6	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終事例数（人）	2	6	8	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1
1件当たりの 平均検討時間（分）	52	34	43	50	70	60	60	0	60	80	0	80	90	0	90	60	0	60

2 各年度における月ごとの検討事例数

検討事例数は、令和2年度より極端に減少しており、令和3年度は新規事例が2件、継続事例が1件であった。令和4年度から令和7年度まで、いずれも新規事例が1件であった。



3 圏域ごとの支援検討回数（新規事例＋継続事例）



報告事項イ 認知症地域支援・ケア向上事業について

1 認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）における全市的な認知症の普及啓発活動について

① 実施内容

- ・令和2年度（開始年度）から継続して実施しているもの
- ・認知症普及啓発ポスターの配付及び掲示
- ・市内各所への展示コーナー等の設置（通年展示を含む）

② 年度ごとの推移

【実施状況】 集計期間：各年度の9月中

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
展示コーナー 設置会場数	13か所	24か所	22か所	23か所	23か所
パンフレット 配布数	425部	353部	448部	732部	409部
年間ホームページ へのアクセス数	2285回	2267回	2034回	2192回	1641回
うち9月閲覧数	359回	243回	200回	202回	164回

※パンフレット配布数は、長寿社会課での配布数を掲載した。

※また配布するパンフレットは年度毎に種類が異なっていることから、例年共通して配布している「オレンジガイドブック」及び「若年性認知症リーフレット」のほか、「地域包括支援センターパンフレット」、「いきいき長寿」、「介護予防 素敵にシニアライフ」、「『ロバ隊長』ペーパークラフト」の合計数とした。

※ホームページのアクセス数は、市ホームページ「認知症に関する情報」ページのアクセス数

2 その他取組事項

- ・ 認知症に関する啓発パネルの通年展示
- ・ 認知症カフェ・認知症家族会の開催
- ・ 地域住民向け認知症講座の開催
- ・ 本人ミーティングの開催
- ・ 個別支援 等

・ 通年展示の例



・ 認知症カフェ・家族会の例



・市民公開講座の例

市民公開講座

知ることからはじめよう 認知症への備えと気づき

令和7年6月28日（土）

12時50分～14時20分

旭川公会堂大ホール

主催エーザイ

参加者数449名

※後援名義承認、あさひばし掲載、報道依頼

各関係機関へのチラシ配付依頼等を実施



・本人ミーティングの例

（令和7年度第1回）

日時：令和7年7月7日（月）11時00分から11時40分まで

① 本人ミーティング

会場：総合庁舎1階 レストランスペース

参加者

- 1 認知症の人 4名
- 2 地域包括支援センター職員 4名

② 家族ミーティング

会場：総合庁舎2階ロビースペース

参加者

- 1 認知症の人の家族 4名
- 2 指定通所介護事業所職員 1名

（令和7年度第2回）

日時：令和7年10月27日（月）午前10時から午前11時まで

① 本人ミーティング

会場：総合庁舎9階 展望ラウンジ

参加者

- 1 本人 4名
- 2 家族 1名
- 3 地域包括支援センター精神保健福祉士 2名



※開催結果

発言内における、日常生活上の課題では、

- ・建物内部が画一的な造りによる分かりにくさ
- ・騒音による、集中力の低下及び聞き取りにくさ
- ・説明を受けても理解できるまでに時間を要する
- ・身体及び認知機能の低下による自己肯定感の低下
- ・日常での役割の喪失

ポジティブな面では、

- ・手続きの窓口が集約されている
- ・歩きやすい（段差や傾きが少ないためか）

3 今後について

令和6年度及び令和7年度においては、地域包括支援センターからの紹介等により認知症の人に参加いただいていたが、令和8年度は広報誌への掲載や地域包括支援センターによる周知により参加者を広く募集する方法で開催予定。（チラシは別紙のとおり）

報告事項ウ 認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業の取組について

1 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の概要

- ・令和2年度から認知症総合支援事業に位置付けられた事業
- ・認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とする（地域支援事業実施要綱より抜粋）

2 本市の取組

- ① 本市では、新旭川・永山南圏域における「永山南きづな推進委員会」による活動がチームオレンジの要件を満たし、チームオレンジ“きづな”として活動を開始し、ボランティア養成等行いながら、認知症カフェ「きづなカフェ」とタイアップした活動を行っている。
- ② 認知症サポーターステップアップ講座として、認知症サポーター養成講座受講者を対象に認知症に対してさらなる知識を身につけ、認知症の人と一緒に活動するための講座を実施
 - ・全市対象（社会福祉協議会への委託事業）
実施回数：3回 参加者数：19名
 - ・新旭川・永山南地域包括支援センター開催
実施回数：2回 参加者数：43名

3 今後の取組

- ・令和9年度～令和11年度の地域包括支援センターの仕様書に認知症カフェ開催及びチームオレンジの設置等を努力義務として記載予定

検討事項 旭川市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の取組

- 令和6年1月1日：共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
- 令和6年12月3日：法認知症施策推進基本計画 閣議決定

2 本市におけるこれまでの取組

（令和5年度）

令和6年2月：認知症の人及び家族に向けたアンケート実施（先行分）

（令和6年度）

令和6年6月：認知症の人及び家族に向けたアンケート実施
市内地区社協向けアンケート実施

令和6年11月：北海道認知症グループホーム協会道北ブロック事務局から認知症
施策に係る意見聴取
認知症の人による「本人ミーティング」開催

（令和7年度）

令和7年5月：地域包括支援センター精神保健福祉士との意見交換①

令和7年7月：本人ミーティング②

若年性認知症の人と家族の会 旭川ひまわりの会ヒアリング
地域包括支援センター精神保健福祉士との意見交換②

令和7年10月：本人ミーティング③

令和7年12月：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査

令和8年1月：地域包括支援センター精神保健福祉士との意見交換③

（令和8年度）

令和8年4月：地域包括支援センター精神保健福祉士との意見交換④

令和8年6月：旭川市認知症施策推進計画（仮称）策定ワーキンググループ

3 旭川市認知症施策推進計画（仮称）骨子案について

詳細別紙のとおり

4 令和8年度の実施

- ・令和5年度から開始した意見聴取等の結果を踏まえ、令和9年4月施行に向けて本市の認知症施策推進計画を策定する。
- ・地域包括支援センターの精神保健福祉士等と意見交換を実施
- ・「本人ミーティング」の開催
- ・旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での市独自部分の諮問
- ・パブリックコメントの実施

あさひかわオレンジプラン骨子案 (旭川市認知症施策推進計画)

第1章 あさひかわオレンジプランについて

1 計画策定の目的・趣旨

認知症の人の意思が尊重され、その人らしく暮らせる地域共生社会の実現に向けた基本理念を定め、認知症施策を総合的かつ計画的に推進すること

2 国の動向

(1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

国の示す基本理念と基本施策について記載する。

(2) 認知症施策推進基本計画

国の示す新しい認知症観及び重点目標について記載する。

3 位置づけ

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の「市町村認知症施策推進計画」として、国の基本計画を基本としつつ、旭川市も実状を踏まえ策定するとともに、旭川市の他計画等と調和を図る。
- ・第10期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において認知症施策に係る評価項目を設定し関連、補完し合うものとし、当該計画では、評価項目及び計画期間は設定しない。

4 旭川市の現状

国の高齢者数、認知症の人の数などの状況と旭川市の現状等を記載する。

5 計画策定のスケジュール

計画策定に係るアンケート等様々な意見聴取の実績及び旭川市認知症施策推進計画（仮称）策定ワーキンググループ等の結果等を記載する。

第2章 目指すまちのすがた

1 目指すまちのすがたについて

市民と行政が一体となって認知症の人、そのパートナー等を支援していくための施策を決める際の指針として、旭川市が目指すまちの姿を次のとおり定める。

『認知症になってからも自分らしく安心して暮らし、支え合い認め合う、みんなでつくる「あさひかわ」』

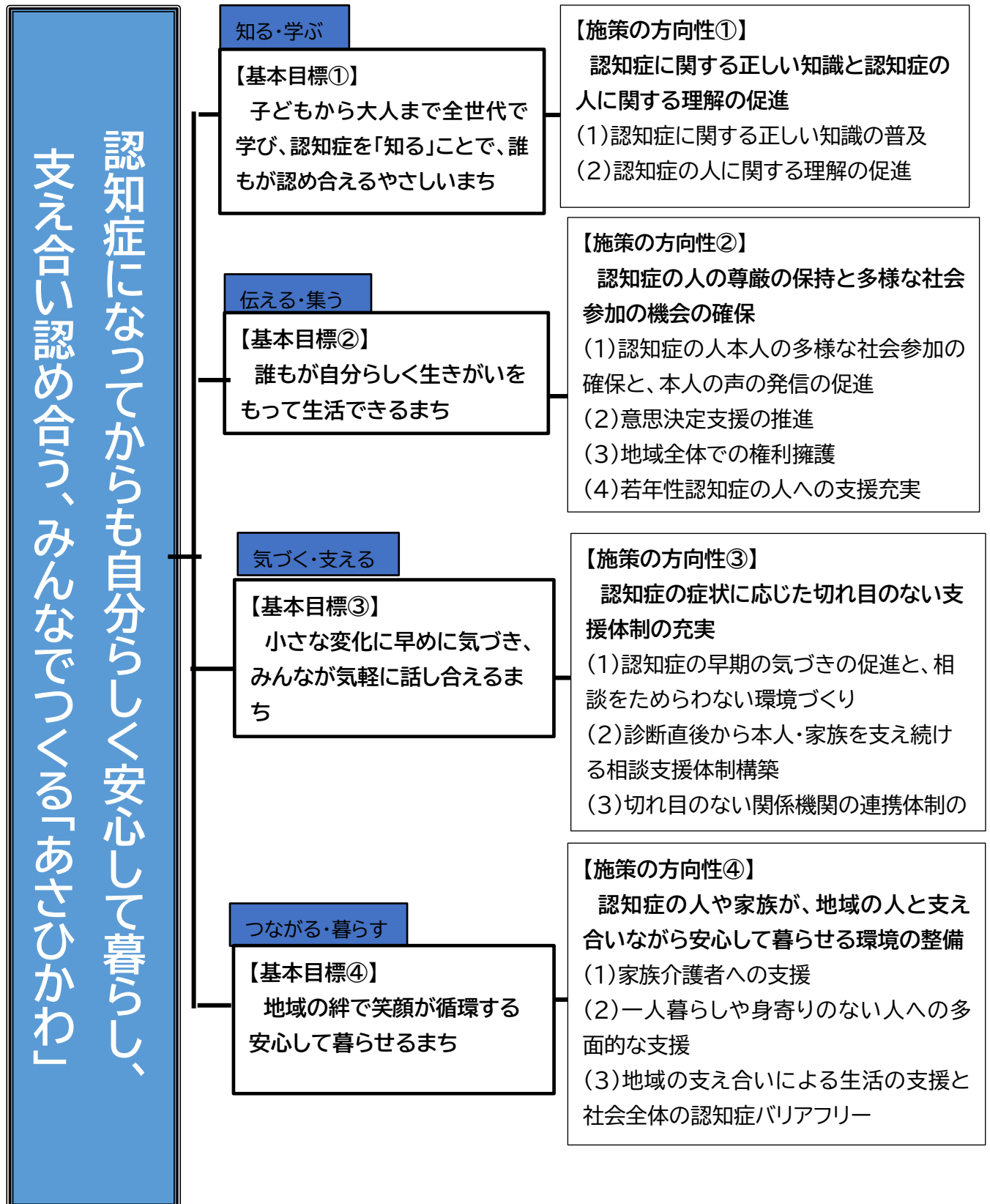
2 目指すまちのすがたのために

旭川市が目指すまちの姿を実現するためには、市として正確な課題分析に基づいた施策を推進することはもちろん、認知症の本人、家族、地域、事業者がそれぞれの環境のなかで役割を果たしながら、一体となって取り組んでいく必要があるため、旭川市としての責務、本人、家族、地域包括支援センター、支援者、企業及び市民（地域）の役割について記載する。

- (1) 認知症とともに生きる希望宣言
- (2) 市の責務とそれぞれの役割

3 目標と体系

目指すまちのすがたを実現するために、国の基本計画と旭川市の実状を踏まえ基本目標と施策の方向性を設定する。



第3章 計画の推進

基本目標、施策の方向性及び基本施策について、記載するとともにそれぞれの説明及び内容を記載する。

- ・基本目標 1

子どもから大人まで全世代で学び、認知症を「知る」ことで、誰もが認め合えるやさしいまち

- ・施策の方向性

認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する理解の促進

- ・基本施策

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及
- (2) 認知症の人に関する理解の促進

- ・基本目標 2

誰もが自分らしく生きがいをもって生活できるまち

- ・施策の方向性

認知症の人の尊厳の保持と多様な社会参加の機会の確保

- ・基本施策

- (1) 認知症の人本人の多様な社会参加の確保と、本人の声の発信促進
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 地域全体での権利擁護
- (4) 若年性認知症の人への支援充実

- ・基本目標 3

気になる変化を気軽に相談し合い、早めの気づきと支援につながるまち

- ・施策の方向性

認知症の症状に応じた切れ目のない支援体制の整備

- ・基本施策

- (1) 認知症の早期の気づきの促進と、相談をためらわない環境づくり
- (2) 診断直後から本人・家族を支え続ける相談・支援体制の構築
- (3) 切れ目のない関係機関の連携体制の確立

- ・基本目標 4

地域の絆で笑顔が循環する安心して暮らせるまち

- ・施策の方向性

認知症の人や家族が、地域の人と支え合いながら安心して暮らせる地域づくり

- ・基本施策

- (1) 家族介護者への支援
- (2) 一人暮らしや身寄りのない人への多面的な支援

(3) 地域の支え合いによる生活の支援と社会全体の認知症バリアフリー